

令和元年（ワ）第11273号 損害賠償請求事件

原告 原告1、原告2

被告 国

### 判決要旨

#### 5 第1 主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

#### 第2 請求の趣旨

10 被告は、原告らに対し、それぞれ1100万円及びこれに対する令和2年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### 第3 事案の概要

15 本件は、平成8年法律第105号による改正前の優生保護法（以下「旧優生保護法」という。）に基づく不妊手術（以下「優生手術」という。）を受けさせられたとする原告1及びその配偶者である原告2が、旧優生保護法が子を産み育てるか否かについて意思決定をする自己決定権、リプロダクティブ・ライツ、平等権等の憲法上の権利を侵害する違憲な法律であるにもかかわらず、国会議員において、旧優生保護法を立法したこと及び被害救済法の立法をしなかったことがいずれも違法である旨主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として、それぞれ慰謝料及び弁護士費用相当額である1100万円ずつ（ただし、いずれも一部請求である。）及びこれらに対する訴状送達の日の翌日である令和2年1月28日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

#### 第4 爭点に対する判断の概要

##### 1 争点1（原告1に対する優生手術の有無）について

30 原告1の下腹部に残存する切開創の形状及び位置は、優生手術で指定されていた不妊手術の術式の1つであった腹式両側卵管結紮術の手術痕として矛盾せず、原告1には他に開腹手術を要するような既往歴があったことをうかがわせる事情がないこと等からすれば、原告1には旧優生保護法12条の申請に基づく優生手術が実施されたと認めるのが相当である。

##### 2 争点2（国会議員による旧優生保護法の立法行為の違法性）について

35 旧優生保護法4条ないし13条の立法目的は、専ら優生上の見地から不良の子孫の出生を防止するというもので、特定の障害ないし疾患有する者を一律に「不良」とすると評価し、その子孫の出生を制限しようとするものであって、それ自体非人道的かつ差別的であるし、一定の遺伝性疾患等の兆候がある者について、本人の同意がなくても身体的侵襲を伴う不妊手術を行って不可逆的に生殖機能を失わせるという非人道的かつ強力な手

段を許容するなど、手段の合理性を欠いており、これらの規定は、憲法13条、14条1項に反して違憲であることが明らかである。そして、国会議員によるこれらの各規定に係る立法行為は、当該立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であるにもかかわらずこれを行ったものであるから、国会議員には少なくとも過失があったと認められる。

したがって、被告は、原告らに対し、これらの各規定の立法行為の違法性について、国家賠償法上の責任を負うというべきである。

3 争点3（国会議員による被害救済法の立法不作為の違法性）について  
優生手術の対象となる障害は、精神疾患、身体疾患及び奇形など様々であり、その障害の内容・程度においても多種多様であるところ、優生手術の被害者を救済する立法を実現するに当たっては、このような障害者の特性や被害実態等にも配慮しながら、損害額の算出方法や給付の財源も含めて、実体法及び手続法の観点から立法措置の在り方を幅広く検討する必要があつて、そこには、一定の立法裁量が認められるべきである。

したがって、平成16年3月24日の参議院厚生労働委員会において、当時の厚生労働大臣が優生手術の被害の実態調査や被害に対する補償の必要性を認める答弁をしていたこと等を考慮しても、その時点において、国会議員において、優生手術の被害者についての被害救済のために必要不可欠な立法の内容がどのようなものであったかが明白であったということはできず、優生手術の被害救済の立法措置を執らなかつたことが、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものではない。

4 争点4及び5（原告らに対する損害の発生及びその額、除斥期間の適用による原告らの損害賠償請求権の消滅の有無）について

(1) 損害賠償請求権の発生について

原告1が、優生手術を受け、生殖機能を不可逆的に失ったことにより、原告らは、子を産み育てるかどうかについて意思決定をする自由を侵害されて個人の尊厳を著しく損なわれるなどの、精神的・身体的被害を受けたから、原告らは、被告に対し、旧優生保護法の違法な立法行為について国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権を取得したものと認められる。

(2) 除斥期間の起算点について

本件において、除斥期間の起算点である民法724条後段の「不法行為の時」は、原告1に対する優生手術が実施された日であると認められ、原告らによる本件訴訟の提起の時点では、既に除斥期間の起算点から20年が経過していたというべきである。

(3) 除斥期間の適用の制限について

ア 民法724条後段の除斥期間の制度目的・趣旨に鑑みれば、基本的には、被害者側の固有の事情を考慮して除斥期間の規定の適用を制限するような例外を認めることは相当ではない。

もっとも、除斥期間の規定も例外を一切許容しないものではなく、被害者や被害者の相続人による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、しかも、その事由が、加害者の不法行為に起因している場合のように、例外的に、正義・公平の観点から、時効停止の規定の法意（民法158ないし160条）等に照らして除斥期間の適用が制限される場合があることは、法解釈上想定される。

イ 本件については、旧優生保護法12条に基づく優生手術の規定自体、非人道的なものであって、原告らが受けた人権侵害の程度は、非常に大きいこと、これまで優生手術は、昭和24年から平成8年までに1万5000件以上実施されてきたにもかかわらず、旧優生保護法の優生思想等が問題視された平成8年改正の後も、平成30年1月に仙台地方裁判所に提起された同種の訴訟（以下「仙台訴訟」という。）まで、優生手術に係る国家賠償請求訴訟の提起は一切なかったこと、原告らも、原告1が不妊手術を受けたことは知っていたものの、それが優生手術であったことについては長期間知り得る状況になかったことが認められる。そして、このような事情の背景としては、原告らが有していた聴覚障害等のほか、優生手術の対象となった障害者に対する社会的な差別・偏見やこれを危惧する家族の意識・心理の下、原告らが、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことが大きな要因であったものとみるのが相当である。

そして、原告らが優生手術に係る国家賠償請求訴訟の提起ができない状況を、被告が意図的・積極的に作出了としたと認めることはできないが、被告は、個人の尊重を基本理念とする日本国憲法の趣旨を踏まえた施策を推進していくべき地位にあったにもかかわらず、非人道的な優生手術を制度化して、広く優生思想及び優生政策の正当性を国民に認識させる状況を作出したことが認められ、国家によるこのような立法及びこれに基づく施策が、広く国民に対し、旧優生保護法の規定の法的効果をも超えた社会的・心理的影響を与え、同法の優生手術の対象となった障害ないし疾患につき、かねてからあった差別・偏見を正当化・固定化した上、これを相當に助長してきたものとみるのが相当である。

そして、旧優生保護法の平成8年改正等を踏まえても、なお、被告が正当化・固定化し、相當に助長した社会的差別・偏見による影響が大きく作用して、原告において、優生手術に係る国家賠償請求訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が続いたものというべきである。

以上によれば、原告について、除斥期間の適用をそのまま認めるることは、著しく正義・公平の理念に反するというべきであり、権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由が解消されてから6か月を経過するまでの間、時効の完成を延期する時効停止

の規定（民法158ないし160条）の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解するのが相当である。

- 5 ウ そこで、原告らについて、上記6か月が経過する前に本件訴えが提起されたものと認められるかについて検討すると、原告らは、原告らの親族において仙台訴訟が始まった旨のニュースを見たことを契機として、原告らは、原告1が受けたのが優生手術である旨を伝えられしたこと、仙台訴訟を受けて複数の同様の訴訟が平成30年中に提起されていることなどに照らせば、原告らが聴覚障害等に起因する意思疎通の困難性や社会的差別・偏見への躊躇があったことを考慮しても、原告らにおいて、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境そのものは、平成30年1月30日から間もない時期には解消されたものとみるのが相当である。
- 10 15 そうすると、令和元年12月13日に訴えが提起された本件については、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過する前に訴訟提起がされたとは認められず、除斥期間の適用を制限するのは相当であるということはできない。

- 20 (4) 除斥期間の規定の法令違憲及び適用違憲について  
原告らは、国家賠償法4条によって準用される民法724条後段の規定について法令違憲又は適用違憲となる旨主張するが、同規定が法令違憲又は適用違憲となるということはできない。

- 25 5 結論  
以上によれば、原告らの損害賠償請求権は、いずれも除斥期間の経過によって消滅しており、原告らの請求は、いずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第18民事部

- 30 裁判長裁判官横田典子  
裁判官玉田雅義  
裁判官中山周子